

越谷市公共施設LED化事業公募型プロポーザルに係る質問書の回答について

No	いただいた質問	市の回答
1	実施要領 頁6 大9 中(4) 副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の参加者が特定できる表示を記載しないこととありますが、評価基準⑦「地域経済に配慮しているか」の確認のため、提案書において市内事業者からの関心表明書を添付する事は可能でしょうか。	可能です。 事業者の提案の範囲内であると考えます。
2	要求水準書 頁2 大3 中(3) 小 オ及びカ オに「各室の設計照度は、J I S照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度保つこと」と記載が御座いますが、カには「既設照明器具から大きく異なるものでないこと」と記載が御座います。既設照明器具の照度が過剰な（明るすぎる）場合は、「オ」の項目に準拠するという認識で宜しいでしょうか。	ご提案の内容を確認し、本市との協議により決定いたします。
3	要求水準書 頁2 大4 中(3) 施工日の施設の開錠・施錠は、貴市または施設管理者様で対応して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書 頁2 大4 中(3) 「夜間作業を必要とする施設」を御教示願います。	作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。
5	要求水準書 頁2 大4 中(3) 土日祝日の作業は可能でしょうか。	原則、施設開館日の作業を想定しています。 土日に開館している施設は以下のとおりです。 なお、作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。 (土日に開館している施設) ※施設名は「対象施設一覧表」をご確認ください。 No.1~No.15、No.18~No.19、No.21、No.25、No.28~No.32
6	要求水準書 頁2 大4 中(3) 基本作業時間内での作業となる施設を教えてください。ご教示頂けない場合、提案金額は全て基本作業時間での施工で検討しますがよろしいでしょうか（基本作業時間外の施工となる場合は追加費用が発生します。）	作業可能な詳細期間・日程・時間については、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。
7	要求水準書 頁5 大4 中(10) 小ク 「高所作業に当たっては、作業床を配置する」と記載がございますが、公平性確保ため、施設名・部屋を御教示願います。	ご質問の趣旨については理解するところですが、施設数等から、現時点で高所作業が必要となる施設名・部屋をお伝えすることは困難です。ご質問の趣旨に関する主な施設等は、参加資格確認結果通知送付後に実施する現場調査でご確認いただくほか、施設の性質等から手法も含めたご提案をいただくことを想定しております。
8	要求水準書 頁5 大4 中(10) 小ケ 「レッカー、ユニック設置時は誘導員を配置」と記載が御座いますが、貴市の指定する警備会社の誘導員を配置する必要がございますでしょうか。また必要な場合、その費用は貴市と ESCO 事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	誘導員の配置について、本市の指定はございません。 誘導員の配置に関する費用が発生する場合には、E S C O事業者の負担となります。
9	要求水準書 頁3 大4 中(4) 小ケ 「LED照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は本市と協議すること」記載が御座いますが、協議の結果使用していない空きスペース等の借用は無償と考えてよろしいでしょうか。	市の所有地においては、お見込みのとおりです。
10	要求水準書 頁7 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「共通事項 第三者賠償」については、事業者に「○」があります。事業者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合に限り、第三者賠償を負担するという理解でよろしいでしょうか。また障害賠償の範囲に二次損害（逸失利益などの間接損害）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	いただいた質問	市の回答
11	求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「施工段階 不可抗力」については、貴市と事業者に「○」があります。 事業者が負担する費用は、事業者の責めに帰すべき事由により生じたもののみの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「設計段階 工事遅延・未完工」によって生じた事業者の損害賠償範囲は、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書 頁8 大7 中(3) 小表 予想されるリスクと責任分担のうち、「施工段階 性能 要求不適合」について、事業者の損害賠償範囲は、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	契約保証金は免除と考えてよろしいでしょうか。	越谷市契約規則第31条に基づき、「契約金額の100分の10以上」の契約保証金の納付が必要となります。 ただし、次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除します。 ① 越谷市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 ② 越谷市を被保険者とする公共工事履行保証契約を締結した者
15	資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することは出来ないという認識でよろしいでしょうか。	プロポーザルの性質上、応募を妨げるものではございません。
16	受注後の現地調査で配布資料の照明資料に記載のない照明器具があった場合は、対応を協議するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型(ライトバータイプ、ルーバ無し)としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案の範囲内であると考えます。
18	既存の照明設備の中で、調光機能(有線・無線等)を有する施設がございましたら、配線図及び運用状況(連続・段調光等)を御教示願います。	調光機能が必要な照明については、参加資格確認結果通知送付後に配布する「既存照明リスト」にてご確認いただくことを想定しております。 配線図及び運用状況につきましては、優先交渉権者決定後に、本市との協議の中でご確認いただくものと考えます。
19	配布資料の中に間引き照明は含まれているでしょうか。間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。	原則、更新対象と考えております。 照明の詳細については、参加資格確認結果通知送付後に配布する「既存照明リスト」にてご確認いただけます。 なお、本ESCO事業は、LED化に伴い適正な光量を確保しつつ器具数を減らすこと等の民間ノウハウの活用も目的の一つとなっておりますので、同室内で同数で行う更新にするかどうかを含め、ご提案の内容によるものと考えます。
20	電動昇降装置があった場合、制御盤、制御線の配管は残置で良いでしょうか。	原則撤去とし、撤去後の壁等の補修も施すこととします。
21	避難口誘導灯・通路誘導灯で火災報知器等と連動している設備については、公募資料の照明器具リストからの判断は困難です。提案時は一般形の非難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行い、受注後の現地調査で判明した場合は、別途協議という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	パイプ吊、チェーン吊で設置している照明器具は明るさなどの機能が同等以上になる場合、天井直付型で更新してもよろしいでしょうか。	事業者の提案の範囲内であると考えますが、最終的には、優先交渉権者決定後、本市との協議により決定いたします。

No	いただいた質問	市の回答
23	要求水準書 頁1 大2 中(2) 関係行政機関の指導とありますが、越谷市以外にどの機関がありますか。	実施にあたり、関係諸法規を遵守いただく必要があることから、越谷市その他、国、埼玉県を想定しています。
24	要求水準書 頁1 大2 中(5) 小ア 光熱費削減提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法には、6頁(6)の電気料金単価31円(税込)でおこなうことと思いますが、契約期間中、電気料金変動しても、電気料金単価31円(税込)は変更しないことよろしいでしょうか。	検証手法における電気料金は、提案時と同額の31円を想定しています。
25	要求水準書 頁2 大3 中(3) 小エ 色温度は原則として既設照明器具と同等とすることとありますが、JIS照度基準及び労働安全衛生規則を満たすために、同等以上としてよろしいでしょうか。 (古い施設では、白色ランプを使用している可能性が否めない為。)	お見込みのとおりです。 最終的には、ご提案の内容を確認し、本市との協議により決定いたします
26	要求水準書 頁3 大4 中(4) 小エ エ：交換作業では、感電災害防止の為、分電盤の照明回路を遮断して作業を行いますので、事業者にて越谷市と都度協議・調整するのではなく、停電作業を前提として作業することを認めていただくことは可能でしょうか。	施設の開館時間に停電作業を前提として作業をすることは難しいため、優先交渉権者決定後、作業日時等を含め、本市との協議により決定いたします。
27	要求水準書 頁3 大4 中(4) 小シ 施設の照明器具は基本建物躯体から3Bボルトによる吊り固定されています。交換するLED照明器具も既設と同様に躯体からボルト吊り固定を行いますので、落下防止も兼ねていると考えます。さらに落下防止措置を施すという認識でよろしいでしょうか。	高天井以外で躯体から吊りボルト等により固定されている場合は、さらなる落下防止措置は不要です。高天井及び吊りボルト等以外の他の固定方法による場合は、落下防止措置が必要です。
28	要求水準書 頁4 大4 中(7) エリアごとにとありますが、部屋全体で前と後の撮影でよろしいでしょうか。	基本的にはご認識のとおりですが、前後の変化が分かりづらい場合には、必要に応じて施工したことが分かる写真も必要になると考えます。
29	要求水準書 頁7 大7 中(3) 全国的にLED照明器具への変更がおこなわれているため、昨今のLED照明器具の納入の遅れが発生しております。本事業においてLED照明器具がメーカーの生産台数が追いつかない等が生じ、交換に遅れが生じた場合、事業者の責に帰さない原因として認識してよろしいでしょうか。	実施要領に示すスケジュール通りに行うことが原則であると考えます。 ただし、やむを得ない事情がある場合には、本市との協議によるものと考えます。
30	要求水準書 頁2 大4 中(2) 過去の工事等でアスベスト調査済みの施設等もあるかと思われそうですが、その場合も調査する必要があるのでしょうか。また、調査しなくてよい場合、過去の調査結果資料はもらえますでしょうか。	照明のLED化に伴い、建材におけるアスベスト含有調査が必要となる場合、発注者における調査の実施の有無にかかわらず、受注者にて行うことを前提としてください。ただし、発注者が提供できる資料がある場合、調査は不要となりますが、取扱いについては別途協議します。
31	要求水準書 頁2 大4 中(5) 部分改修により、すでにLED化済みの既設器具も本工事の交換対象となるのでしょうか。また、対象となる場合、既設のLED照明器具は処分してよろしいでしょうか。	本事業における工事は、原則、未LED化器具のLED化工事を事業内容としていますが、交換が必要と考えられるLED化済み照明等がある場合、同設備の交換については事業者の提案の範囲内と考えます。 なお、交換した場合には処分可能です。
32	実施要領 P5 7. (4) ⑧ 現在、一部役員体制の変更に伴い現在登記変更手続きを行っており、参加表明時に変更が間に合わない場合、参加表明時には旧履歴事項全部証明書(3か月以内)を提出させていただき、変更が完了次第差替えをさせていただくことでもよろしいでしょうか。	差支えございません。
33	実施要領 P5 7. (4) ⑨ 各納税証明書の提出につきましては、写しは可となりますでしょうか。	各納税証明書は原本でご提出をお願いいたします。